

令和2年度管理業務主任者証の交付に係る講習テキスト
正誤表

※下線部が訂正（又は削除）箇所

正	誤
<p>P. 21 3. 登録の取消し（法 83 条） （中略） 1. 法 47 条（登録の拒否）1 号、3 号又は 5 号から <u>9 号</u>までのいずれかに該当するに至ったとき。 （以下略）</p> <p>P. 239 (ア) 対象建築物 共同住宅については、床面積の合計が <u>200 m²</u>を超えるものが該当する（建築基準法 6 条 1 項 1 号、別表第 1(い)欄）。 （以下略）</p> <p>P. 240 表 2 改正による定期報告対象の見直し 報告対象となり得る範囲 ○特定建築物 ・法第 6 条第 1 項に掲げる建築物 （別表第一に掲げる用途で <u>200 m²</u>超） （以下略）</p> <p>P. 245 (ア) 対象建築物 床面積の合計が <u>200 m²</u>を超える共同住宅その他政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備を設置する建築物で、報告対象は前期①特定建築物定期調査報告に準ずる。 （以下略）</p> <p>P. 258 ⑦ 受変電設備検査 一般的に共用設備の電気の電気会社との契約電力が 50 k W 以上になると、自家用受変電設備が必要となり、この設備を自家用電気工作物という。 （以下略）</p>	<p>P. 21 3. 登録の取消し（法 83 条） （中略） 1. 法 47 条（登録の拒否）1 号、3 号又は 5 号から <u>8 号</u>までのいずれかに該当するに至ったとき。 （以下略）</p> <p>P. 239 (ア) 対象建築物 共同住宅については、床面積の合計が <u>100 m²</u>を超えるものが該当する（建築基準法 6 条 1 項 1 号、別表第 1(い)欄）。 （以下略）</p> <p>P. 240 表 2 改正による定期報告対象の見直し 報告対象となり得る範囲 ○特定建築物 ・法第 6 条第 1 項に掲げる建築物 （別表第一に掲げる用途で <u>100 m²</u>超） （以下略）</p> <p>P. 245 (ア) 対象建築物 床面積の合計が <u>100 m²</u>を超える共同住宅その他政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備を設置する建築物で、報告対象は前期①特定建築物定期調査報告に準ずる。 （以下略）</p> <p>P. 258 ⑦ 受変電設備検査 一般的に共用設備の電気の電気会社との契約電力が 50 k W 以上 <u>(P. 540※参照)</u>になると、自家用受変電設備が必要となり、この設備を自家用電気工作物という。 （以下略）</p>